



健感発第 0327003 号
平成 19 年 3 月 27 日

各 都道府県
政令市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 31 号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める鳥類に属する動物及び事項（平成 19 年厚生労働省告示第 56 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部を改正する件（平成 19 年厚生労働省告示第 57 号）が平成 19 年 3 月 27 日に公布され、同日から施行し、又は適用されることとされたところであるが、その概要及び留意事項について別添のとおり各検疫所長あて送付したので、了知の上、関係者に対して周知されたい。



健感発第 0327002 号
平成 19 年 3 月 27 日

各検疫所長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第31号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める鳥類に属する動物及び事項(平成19年厚生労働省告示第56号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第57号)が平成19年3月27日に公布され、同日から施行し、又は適用されることとされたところであるが、その概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知するとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(平成16年厚生労働省告示第337号)の一部改正
 - (1) 第29条第3項関係
作成書類の有効期限について3月が1年とされたこと。なお、既に提出されている書類についても適用されることに留意すること。
 - (2) 第31条第1項第5号関係
衛生証明書に記載する事項として、荷送人及び荷受人が法人である場合における代表者名の記載について要しなくなったこと。
2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第128号)の一部改正
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

の一部を改正する省令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める鳥類に属する動物及び事項の規定により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第46条第1項の規定に基づく国の保護増殖事業として輸入されるトキについては、経過措置として、輸出国政府機関が発行する衛生証明書について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第1の第5項第3欄第1号に掲げる事項のみの記載で足りるとされたこと。

明治十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府二四)

○遺失物法施行規則を廃止する内閣府令(同二五)

〔省 令〕

○児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(厚生労働二九)

○厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同二〇)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(同三一)

〔告 示〕

○無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める告示の一部を改正する件(総務一六三)

○責任航空局及びその責任に係る区域並びに交通情報航空局及びその情報の提供に関する通信を行う区域を定める件の一部を改正する件(同二四)

○平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件(中央選挙管理会四)

○登記回復に関する件(法務一二七)

○日本国に帰化を許可する件(同二八)

○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件(財務九六)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(同九七)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める鳥類に属する動物及び事項(厚生労働五六)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部を改正する件(同五七)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める五類感染症及び事項(同五八)

○健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する件(同五九)

○平成十九年度において型式検査を行う農機具の種類を定めた件(農林水産三六〇)

○水路測量の実施に関する件(海上保安庁八〇、八一)

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境二二)

○道路に関する件(東北地方整備局六一、六四)

○都市計画に関する件(関東地方整備局一一〇、一三六)

○道路に関する件(北陸地方整備局五四、五六)

○都市計画に関する件(九州地方整備局八三、八八)

○道路に関する件(北海道開発局二七、二八)

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(北海道地方環境事務所一)

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(関東地方環境事務所五)

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中部地方環境事務所二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 法務省 財務省 高等海難審判庁 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委平成十七年(フ)第一号愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件の審理(公害等調整委員会公示四)

労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(農林水産省)

国土調査の成果の認証の公告(国土交通省)

(以下次のページへ続く)

厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令
厚生労働省関係研究交流促進法施行規則（平成十二年厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表国立高度専門医療センターの項中「国立がんセンター研究所」の下に「及び東病院臨床開発センター」を加え、「国立循環器病センター研究所」の下に「及び病院臨床研究開発部」を加える。

第二条第二項を削る。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第五十六条の二の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年三月二十七日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第九号中、「第三十一条第三項第五号において同じ。」を削り、同条第三項中「三月」を「一年」に改める。

第三十一条第一項第五号中「住所」の下に「これらの者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地」を加える。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 届出動物等のうち、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十六条第一項の規定による国の保護増殖事業として輸入される鳥類に属する動物であつて厚生労働大臣が定めるものに係るこの省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十条第一項の記載は、異なる間、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が定める事項について確認が行われた旨を明示したもので足りるものとする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前に輸入された届出動物等に係る届出については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十四号
農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第七号第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年三月二十七日
農林水産大臣 松岡 利勝

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二十六号の二中八を二とし、口を八とし、イの次に次のように加える。

口 当該計画を定めようとするときにその旨を公告し、当該計画の案をその公告の日から三十日間縦覧に供し、当該公告を行った市町村の住民に意見書を提出する機会を付した上で定めた計画であること。

附則
この省令は、平成十九年七月一日から施行する。

告示

○総務省告示第六十三号
無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百六十二条の二ただし書の規定に基づき、平成十八年総務省告示第百二二号（無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件）の一部を次のように改正する。
平成十九年三月二十七日
総務大臣 菅 義偉

第一号中「キプロス共和国」を「サウジアラビア王国、パレチン王国、キプロス共和国、ロシア連邦」に、「又はマルタ共和国」を「マレーシア、マルタ共和国、スリランカ民主主義主義共和国（一四・〇GHzを超え一四・四GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）又はタイ王国」に改め、第五号中「総務省」を「総務大臣」に改める。

○中央選挙管理会告示第四号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。
平成十九年三月二十七日
中央選挙管理会委員長 浅野大二郎

衆議院名簿届出政党等の名称 当選人の住所
民主党 北海道帯広市西五条南二二丁目三番地二
○法務省告示第百二十七号
横浜地方方法務局青葉区所備に備えてあつた横浜青葉区美しが丘一丁目十八番地家屋番号十八番二五の建物の登記簿が滅失した。滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成十九年三月二十七日から平成十九年六月二十七日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならぬ。
平成十九年三月二十七日
法務大臣 長勢 甚速

○法務省告示第百二十八号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成十九年三月二十七日
法務大臣 長勢 甚速

○総務省告示第六十四号
無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四百六十六条第四項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第九十五号（責任航空局及びその責任に係る区域並びに交通情報航空局及びその情報の提供に関する通信を行う区域を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。
平成十九年三月二十七日
総務大臣 菅 義偉

第一項(1)中「沖田園無線局」を「沖田園無線局（別記）」に、「東京飛行無線局（TOKYO FIR）」のうち(3)に掲げる区域を「福岡飛行無線局（FUKUOKA FIR）」のうち(2)に定める区域に改め、同項(2)を削り、同項(3)中「及び(2)」を削り、同項(3)を(2)とする。

当選人の住所
住居 大府松原市東町5丁目12番22号
高野好 昭和十四年4月7日生
住居 和歌山県本宮市高野町同島106番地
本成美 昭和十四年12月18日生
住居 東京都小平市給木町1丁目138番地1
渡瀬誠 昭和三十八年9月25日生
住居 東京都豊島区南大塚2丁目16番17号
カウロ・ピラール 昭和十四年4月24日生
カウロ・ピラール 昭和十四年12月8日生
フアン・ピラール 平成十一年10月15日生
キーサル・ピラール 平成十四年6月30日生
住居 名古屋市北区社町4丁目3番地
金勇 昭和二十九年10月7日生
住居 千葉県美浜区打瀬1丁目7番地1
陳明武 昭和三十九年9月11日生
潘繼文 昭和四十六年1月3日生
陳煥瑾 平成十二年8月29日生
陳煥瑾 平成十四年2月21日生

厚生労働省告示第五十六号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成
十六年厚生労働省令第二百二十八号) 附則第二項の
規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に
対する医療に関する法律施行規則の一部を改正す
る省令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が
定める鳥類に属する動物及び事項を次のように定
める。
平成十九年三月二十七日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律施行規則の一部を改正する
省令附則第二項の規定に基づき厚生労働大
臣が定める鳥類に属する動物及び事項
二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(平成十六年厚生労働省令第二百二十八号) 以下
「省令」という。附則第二項に規定する厚生労働
大臣が定める鳥類に属する動物は、トキとす
る。
二 省令附則第二項に規定する厚生労働大臣が定
める事項は、感染症の予防及び感染症の患者に
対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚
生省令第九十九号) 別表第一の第五項の第三欄
第一号に掲げる事項とする。

厚生労働省告示第五十七号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九
号) 第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に
基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一
号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定め
る書類(平成十六年厚生労働省告示第三百三十七
号)の一部を次のように改正する。
平成十九年三月二十七日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号から第三号までの規定中「三月」を「一
年」に改める。
○厚生労働省告示第五十八号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九
号) 第四条第五項の規定に基づき、感染症の予防
及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行
規則第四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が
定める五類感染症及び事項を次のように定め、平
成十九年四月一日から施行する。
平成十九年三月二十七日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行規則第四項第五項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める五類感染症は、次の表の上
欄に掲げる感染症とし、同項に規定する厚生労働
大臣が定める事項は、同表の上欄に掲げる五類感
染症について同表の下欄に掲げるものとする。
後天性免疫不全症
一 その者が居住する
都道府県
二 国籍
○厚生労働省告示第五十九号
健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第八十
五条第二項及び第八十五条の二第二項(これらの
規定を同法第四百四十九条において準用する場合を
含む。)の規定に基づき、健康保険の食料標準
負担額及び生活療養標準負担額(平成八年厚生省
告示第二三三三号)から適用するように改正し、平
成十九年四月一日から適用する。
平成十九年三月二十七日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号の表中「第五十九号又は」を削る。
○農林水産省告示第三百六十号
農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五
十二号) 第七条第一項の規定に基づき、平成十九
年度において型式検査を行う農機具の種類を次の
とおり定めたので、公示する。
平成十九年三月二十七日
農林水産大臣 松岡 利勝

動力農機具(進行式)(ア)ノズルを付するもの
(に限る。)
農用トラクター(兼用型)(農田出力が25馬力以上
250馬力未満であって、車輪式又は進行式がア
ノズルの駆動式のものに限る。)
スビードブレーキ
コンバイン(自走型)(種子用のものに限る。)
田圃機(兼用型)(土寄せ用のものに限る。)
農用トラクター(兼用型)用安全キャッチ及び安
全フューム
乳牛・ブリーダー
ブリーダー
コンバイン(普通型)
コンバイン(普通型)
(土寄せ用で、田の終端が田圃式
のものに限る。)

海上保安庁告示第八十号
水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号) 第八
条の規定に基づき、水路測量の実施について、次
のとおり告示する。
平成十九年三月二十七日
海上保安庁長官 石川 裕己

水路測量を実施しようとする者の氏名又は名
称及び住所 独立行政法人石油天然ガス・金属
鉱物資源機構 神奈川県横浜市幸区大宮町一三
一〇番
水路測量を実施する区域及び期間
一 区域
(イ) 北緯三五度東経一三九度一三分を中心と
する半径二海里の円内海域および付近
(ロ) 北緯三四度三五分、北緯三五度五分、東
経一三八度三〇分、東経一三八度四五分の
各経緯度線で囲まれる海域及び付近(陸域
を除く)

(ハ) 北緯二五度三〇分、北緯二五度五〇分、
東経一二七度四〇分、東経一二八度一五分
の各経緯度線で囲まれる海域および付近
(ニ) 北緯二四度一〇分、北緯二四度五〇分、
東経一二七度、東経一二七度三四分の各経
緯度線で囲まれる海域及び付近
(ホ) 北緯三三度三〇分東経一三六度二〇分、
北緯三三度三〇分東経一三六度二〇分、北
緯三三度三〇分東経一三八度三〇分、北緯
三四度三〇分東経一三八度三〇分の各点で
囲まれる海域及び付近
(ヘ) 北緯三三度、北緯三五度、東経一四一
度二〇分、東経一四二度の各経緯度線で囲ま
れる海域及び付近
(ト) 北緯二八度、北緯三〇度、東経一四二度、
東経一四四度の各経緯度線で囲まれる海域
及び付近
(チ) 北緯二八度三七分五四秒東経一四〇度三
七分五秒を中心とする半径二海里の円内
海域及び付近
(リ) 北緯三〇度一五分五四秒東経一四〇度一
五分四五秒を中心とする半径二海里の円内
海域及び付近
(ル) 北緯三〇度四九分四七秒東経一四〇度三
六分一五秒を中心とする半径二海里の円内
海域及び付近
(ロ) 北緯三三度一分三三秒東経一三九度三
七分三秒を中心とする円内海域及び付近
(ヲ) 北緯三三度五二分四七秒東経一三六度五
四分一五秒を中心とする円内海域及び付近
(ク) 期間 平成十九年四月二日から平成十九年
四月十六日まで
水路測量の実施方法 GPSによる測位、マ
ルチビーム音響測深機による測深
航行船舶に対する安全処置
測量船は、水路業務法施行規則(昭和二十
五年運輸省令第五十五号) 第六条に定める標
識を掲揚

水路測量を実施する区域及び期間
一 区域
(イ) 北緯三三度東経一三五度、北緯二四
度東経一二七度、北緯二二度東経一二七度、
北緯二〇度東経一二八度、北緯二〇度東経一
三九度、北緯二四度東経一四五度、北緯二四
度東経一四九度、北緯二七度東経一四九度、
北緯三二度東経一四四度の各点で囲まれる海
域及び付近(陸域を除く)
(ロ) 期間 平成十九年四月二日から平成十九年
六月十四日まで
水路測量の実施方法 GPSによる測位、マ
ルチビーム音響測深機による測深
航行船舶に対する安全処置
測量船は、水路業務法施行規則(昭和二十
五年運輸省令第五十五号) 第六条に定める標
識を掲揚

海上保安庁告示第八十一号
水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号) 第八
条の規定に基づき、水路測量の実施について、次
のとおり告示する。
平成十九年三月二十七日
海上保安庁長官 石川 裕己

水路測量を実施しようとする者の氏名又は名
称及び住所 独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横浜市夏島町二番地一五
水路測量を実施する区域及び期間
一 区域
(イ) 北緯三五度東経一三九度一三分を中心と
する半径二海里の円内海域および付近
(ロ) 北緯三四度三五分、北緯三五度五分、東
経一三八度三〇分、東経一三八度四五分の
各経緯度線で囲まれる海域及び付近(陸域
を除く)

水路測量を実施しようとする者の氏名又は名
称及び住所 独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横浜市夏島町二番地一五
水路測量を実施する区域及び期間
一 区域
(イ) 北緯三五度東経一三九度一三分を中心と
する半径二海里の円内海域および付近
(ロ) 北緯三四度三五分、北緯三五度五分、東
経一三八度三〇分、東経一三八度四五分の
各経緯度線で囲まれる海域及び付近(陸域
を除く)

(ハ) 北緯二五度三〇分、北緯二五度五〇分、
東経一二七度四〇分、東経一二八度一五分
の各経緯度線で囲まれる海域および付近
(ニ) 北緯二四度一〇分、北緯二四度五〇分、
東経一二七度、東経一二七度三四分の各経
緯度線で囲まれる海域及び付近
(ホ) 北緯三三度三〇分東経一三六度二〇分、
北緯三三度三〇分東経一三六度二〇分、北
緯三三度三〇分東経一三八度三〇分、北緯
三四度三〇分東経一三八度三〇分の各点で
囲まれる海域及び付近
(ヘ) 北緯三三度、北緯三五度、東経一四一
度二〇分、東経一四二度の各経緯度線で囲ま
れる海域及び付近
(ト) 北緯二八度、北緯三〇度、東経一四二度、
東経一四四度の各経緯度線で囲まれる海域
及び付近
(チ) 北緯二八度三七分五四秒東経一四〇度三
七分五秒を中心とする半径二海里の円内
海域及び付近
(リ) 北緯三〇度一五分五四秒東経一四〇度一
五分四五秒を中心とする半径二海里の円内
海域及び付近
(ル) 北緯三〇度四九分四七秒東経一四〇度三
六分一五秒を中心とする半径二海里の円内
海域及び付近
(ロ) 北緯三三度一分三三秒東経一三九度三
七分三秒を中心とする円内海域及び付近
(ヲ) 北緯三三度五二分四七秒東経一三六度五
四分一五秒を中心とする円内海域及び付近
(ク) 期間 平成十九年四月二日から平成十九年
四月十六日まで
水路測量の実施方法 GPSによる測位、マ
ルチビーム音響測深機による測深
航行船舶に対する安全処置
測量船は、水路業務法施行規則(昭和二十
五年運輸省令第五十五号) 第六条に定める標
識を掲揚

水路測量を実施しようとする者の氏名又は名
称及び住所 独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横浜市夏島町二番地一五
水路測量を実施する区域及び期間
一 区域
(イ) 北緯三五度東経一三九度一三分を中心と
する半径二海里の円内海域および付近
(ロ) 北緯三四度三五分、北緯三五度五分、東
経一三八度三〇分、東経一三八度四五分の
各経緯度線で囲まれる海域及び付近(陸域
を除く)

水路測量を実施しようとする者の氏名又は名
称及び住所 独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横浜市夏島町二番地一五
水路測量を実施する区域及び期間
一 区域
(イ) 北緯三五度東経一三九度一三分を中心と
する半径二海里の円内海域および付近
(ロ) 北緯三四度三五分、北緯三五度五分、東
経一三八度三〇分、東経一三八度四五分の
各経緯度線で囲まれる海域及び付近(陸域
を除く)

水路測量を実施しようとする者の氏名又は名
称及び住所 独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横浜市夏島町二番地一五
水路測量を実施する区域及び期間
一 区域
(イ) 北緯三五度東経一三九度一三分を中心と
する半径二海里の円内海域および付近
(ロ) 北緯三四度三五分、北緯三五度五分、東
経一三八度三〇分、東経一三八度四五分の
各経緯度線で囲まれる海域及び付近(陸域
を除く)

水路測量を実施しようとする者の氏名又は名
称及び住所 独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横浜市夏島町二番地一五
水路測量を実施する区域及び期間
一 区域
(イ) 北緯三五度東経一三九度一三分を中心と
する半径二海里の円内海域および付近
(ロ) 北緯三四度三五分、北緯三五度五分、東
経一三八度三〇分、東経一三八度四五分の
各経緯度線で囲まれる海域及び付近(陸域
を除く)

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)

(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第八章 輸入届出 (輸入届出) 第二十九条 (略) 2 法第五十六条の二の厚生労働省令で定める届出書の記載事項は、次のとおりとする。 一 八 (略) 九 荷送人及び荷受人の氏名及び住所(これらの者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 十 十五 (略) 3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類(一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。)であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一 五 (略) 4 七 (略) 第三十一条 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 四 (略) 五 荷送人及び荷受人の氏名及び住所(これらの者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) 六 九 (略) 2 (略)</p>	<p>第八章 輸入届出 (輸入届出) 第二十九条 (略) 2 法第五十六条の二の厚生労働省令で定める届出書の記載事項は、次のとおりとする。 一 八 (略) 九 荷送人及び荷受人の氏名及び住所(これらの者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。 第三十一条第一項第五号において同じ。) 十 十五 (略) 3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類(三月以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。)であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一 五 (略) 4 七 (略) 第三十一条 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 四 (略) 五 荷送人及び荷受人の氏名及び住所 六 九 (略) 2 (略)</p>

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第百二十八号）
 （第二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。ただし、第四条第一項、第五条及び第八条の改正規定、第七条の次に一条を加える規定並びに第九条、第九条の三及び第二十条第二項第二号の改正規定は、平成十六年十月一日から施行する。</p> <p>2 届出動物等のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十六条第一項の規定による国の保護増殖事業として輸入される鳥類に属する動物であつて厚生労働大臣が定めるものに係るこの省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十条第一項の記載は、当分の間、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が定める事項について確認が行われた旨を明示したもので足りるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。ただし、第四条第一項、第五条及び第八条の改正規定、第七条の次に一条を加える規定並びに第九条、第九条の三及び第二十条第二項第二号の改正規定は、平成十六年十月一日から施行する。</p>

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第二十九条第三項第一号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</u></p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 届出者の氏名及び住所若しくは居所が記載されている住民票の謄本若しくは抄本、住民票記載事項証明書、登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書（在留資格等を有しない者に係るものを除く。）又は印鑑登録証明書（届出の日前<u>一年以内</u>に作成されたものに限る。）</p> <p>二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書（届出の日前<u>一年以内</u>に作成されたものに限る。以下同じ。）並びに届出書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（届出の日前<u>一年以内</u>に作成されたものに限る。）</p> <p>ロ（略）</p> <p>三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 本人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状（本人が記名押印したものに限る。）及び当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（届出の日前<u>一年以内</u>に作成されたものに限る。）</p>	<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第二十九条第三項第一号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</u></p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 届出者の氏名及び住所若しくは居所が記載されている住民票の謄本若しくは抄本、住民票記載事項証明書、登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書（在留資格等を有しない者に係るものを除く。）又は印鑑登録証明書（届出の日前<u>三月以内</u>に作成されたものに限る。）</p> <p>二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書（届出の日前<u>三月以内</u>に作成されたものに限る。以下同じ。）並びに届出書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（届出の日前<u>三月以内</u>に作成されたものに限る。）</p> <p>ロ（略）</p> <p>三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 本人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状（本人が記名押印したものに限る。）及び当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（届出の日前<u>三月以内</u>に作成されたものに限る。）</p>